

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>大分類S-公務(他に分類されるものを除く) 総説</p> <p>この大分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、<u>国の行政機関及びその地方支分部局のほか</u>、都道府県庁、市役所、町村役場<u>及びそれらの地方の事務所などにおいて</u>、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。 <u>ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、交通事業、ガス事業、水道事業などの地方公営企業の事業所、競輪事業、競馬事業などの公営競技の事業を行う事業所などがある。</u></p> <p>事業所 国及び地方公共団体の機関の分類に当たっては、原則として、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。例えば、同一の場所に複数の機関が所在している場合には、それぞれの機関を別々の事業所として扱い、また、一つの機関が離れた場所に複数所在している場合には、それぞれの場所における機関を別々の事業所として扱う。</p> <p>公務と他産業との関係 <u>以下</u>のような業務を行う官公署は、その行う業務により、公務以外のそれぞれの産業に分類される。 (1) 農産物(桑、繭、家畜を含む)の生産、配付を行う事業所 (2) 国有林野及び公有林野の直接管理、経営を行う事業所 (3) 魚貝類の養殖及び種苗の生産、配付などを行う事業所 (4) 岩石、砂利、砂などの採取を行う事業所 (5) 道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、開拓、干拓、農業水利など国及び地方公共団体が公共のための建設工事を施工監理又は直営で行う事業所 (6) 印刷物、土土製品、肥料などの製造を行う事業所 (7) 電気、ガス、水道の供給を行う事業所 (8) 鉄道、軌道、道路運送、海運などの運送事業並びに空港、灯台、ふ頭などの海上、航空又は陸上運送に必要な営造物の管理その他の運輸に附帯するサービス業務を行う事業所 (9) 食料品その他の商品の売買を行う事業所 (10) 公営住宅の管理及びその他の不動産の賃貸などを行う事業所</p>	<p>大分類S-公務(他に分類されるものを除く) 総説</p> <p>この大分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、<u>中央官庁及びその地方支分部局</u>、都道府県庁、市区役所、町村役場など<u>本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署</u>が分類される。 <u>なお、国又は地方公共団体の官公署で、社会公共のために主に権力によらない業務を行う事業所は、一般の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される。</u></p> <p>事業所 国及び地方公共団体の分類単位は、法令により独立の機関として置かれている組織体が原則として一事業所となる。 <u>同一の場所に幾つかの単位が所在しているとき、又は法令により独立の機関として置かれている組織体であっても場所が離れている場合にはそれぞれが別々の事業所となる。また、鉄道事業、軌道事業、自動車運送事業、水運事業、電気事業、ガス事業、水道事業などの公営企業、競輪事業、競馬事業などの収益事業、公営住宅の所有運用、直営建設工事などを行う官公署の一部局は本来的な行政事務を行う部局と区分して別々の事業所とする。</u></p> <p>公務と他産業との関係 下記のような業務を行う官公署は、その行う業務により、公務以外のそれぞれの産業に分類される<u>ので注意しなければならない。</u> (1) 農産物(桑、繭、家畜を含む)の生産、配付を行う事業所 (2) 国有林野及び公有林野の直接管理、経営を行う事業所 (3) 魚貝類の養殖及び種苗の生産、配付などを行う事業所 (4) 岩石、砂利、砂などの採取を行う事業所 (5) 道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、開拓、干拓、農業水利など国及び地方公共団体が公共のための建設工事を施工監理又は直営で行う事業所 (6) 印刷物、土土製品、肥料などの製造を行う事業所 (7) 電気、ガス、水道の供給を行う事業所 (8) 鉄道、軌道、道路運送、海運などの運送事業並びに空港、灯台、ふ頭などの海上、航空又は陸上運送に必要な営造物の管理その他の運輸に附帯するサービス業務を行う事業所 (9) 食料品その他の商品の売買を行う事業所 (10) 公営住宅の管理及びその他の不動産の賃貸などを行う事業所</p>	<p>大分類SとS以外に分類される事業所を明確にするため、総説を修正する。</p> <p>「本来」の行政等事務と「本来でない」行政等事務の定義が明確ではなく、誤解を招く表現であるため削除する。</p> <p>条例等に基づき受益者負担金を徴収する水道事業は公務以外に分類されるなど、「主に権力によらない」の定義が明確ではなく、誤解を招く表現であるため削除する。</p> <p>地方財政法第5条に基づき、公営企業の例示を修正する。</p> <p>「組織体」を「機関」に統一する。</p> <p>現行のなお書き(第2段落)と内容が重複するため統合する。</p> <p>「下記」を「以下」に修正する。</p> <p>「注意しなければならない」は不要なため削除する。</p>

日本標準産業分類第14回改定素案（S-公務（他に分類されるものを除く））

改定素案	現行（第13回改定）	改定理由
<p>(11)自然科学、人文又は社会科学に関する試験研究施設 (12)火葬場、墓地、公衆浴場、宿泊所、結婚式場などの市民サービスを提供する事業所 (13)競輪、競馬その他公営競技の事業を行う事業所 (14)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、看護師養成所などの学校教育施設、農業大学校などの教育施設、職員の養成及び研修施設 (15)図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公民館などの社会教育施設 (16)病院、診療所、保健所などの医療保健のサービスを提供する事業所 (17)社会福祉事務所、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、訪問介護事業所などの社会福祉施設 (18)機械器具の修理を行う事業所 (19)と畜場、ごみ処理場、汚物処理場、死亡獣畜取扱場などの施設 (20)各種生産物、家畜などの検査、検定、事業経営及び技術の相談、指導、地方物産のあっせん、陳列など企業経営を対象としてサービスを提供する事業所</p>	<p>(11)自然科学及び人文・社会科学に関する試験研究施設 (12)火葬場、墓地、公衆浴場、宿泊所、結婚式場などの市民サービスを提供する事業所 (13)競輪、競馬その他類似の事業を行う事業所 (14)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、看護師養成所などの学校教育施設、農業大学校などの教育施設、職員の養成及び研修施設 (15)図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公民館などの社会教育施設 (16)病院、診療所、保健所などの医療保健のサービスを提供する事業所 (17)社会福祉事務所、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、訪問介護事業所などの社会福祉施設 (18)機械器具の修理を行う事業所 (19)と畜場、ごみ処理場、汚物処理場、死亡獣畜取扱場などの施設 (20)各種生産物、家畜などの検査、検定、事業経営及び技術の相談、指導、地方物産のあっせん、陳列など企業経営を対象としてサービスを提供する事業所</p>	<p>(11)表記を修正する。 (13)抽象的な表現である「類似の」を削除し、「公営競技」に修正する。</p>
<p>中分類97－国家公務 総説</p> <p>この中分類には、国の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局などにおいて、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。 <u>ただし、研修所、研究所、学校などの公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。</u></p>	<p>中分類97－国家公務 総説</p> <p>この中分類には、国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所が分類される。</p>	<p>「本来」の行政等事務と「本来でない」行政等事務の定義が明確ではなく、誤解を招く表現であるため削除する。 国の機関であっても、事業によっては公務以外のそれぞれの産業に分類されることを明確化するため追記する。</p>
<p>中分類98－地方公務 総説</p> <p>この中分類には、地方公共団体の機関のうち、都道府県庁、市役所、町村役場、地方公共団体の組合及びそれらの地方の事務所などにおいて、立法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。 <u>ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。例えば、交通事業、ガス事業、水道事業などの地方公営企業の事業所、競輪事業、競馬事業などの公営競技の事業を行う事業所などがある。</u></p>	<p>中分類98－地方公務 総説</p> <p>この中分類には、都道府県庁、市区役所、町村役場、地方公共団体の組合及びその地方機関など本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所が分類される。</p>	<p>「本来」の行政等事務と「本来でない」行政等事務の定義が明確ではなく、誤解を招く表現であるため削除する。 地方公共団体の機関であっても、事業によっては公務以外のそれぞれの産業に分類されることを明確化するため追記する。</p>

日本標準産業分類第14回改定素案（S-公務（他に分類されるものを除く））

改定素案	現行（第13回改定）	改定理由
<p>一般原則 第7項 公務の範囲</p> <p>本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。<u>本分類における公務の分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所などにおいて、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。</u> <u>ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。</u></p>	<p>一般原則 第7項 公務の範囲</p> <p>本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。<u>したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場等本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。</u></p>	<p>大分類Sの総説の修正に合わせて、一般原則の記載内容を修正する。</p>